

あじさい支援だより 第1号 2011



長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体



特定非営利活動法人 NPO 長崎被害者支援センター



ともに支え合う社会の実現を目指して

長崎県県民生活部県民安全課長 藤田 邦行

本年4月1日付けで、県民安全課長に就任しました藤田です。よろしくお願いします。

NPO法人長崎被害者支援センターにおきましては、県公安委員会指定の早期援助団体として、日頃から、犯罪被害に遭われた方やそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」と記載いたします。）に対する電話相談や臨床心理士、精神科医、弁護士等の専門家による面接相談を始め、被害者支援の気運を高めるための広報活動や心と命の大切さを培うための講演活動など様々な支援活動にご尽力いただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。

さて、本県では、地域住民が安全で安心して暮らせる、また、観光などで訪れる方々が安心して滞在することができる「犯罪のない安全・安心まちづくり」に努めているところであります。

しかしながら、ご承知のように、空き巣やひったくり、車上ねらいなどの身近な犯罪は後を絶たず、社会を揺るがす事件も発生しています。

犯罪等は、いつ誰が被害に遭うかわかりません。

犯罪被害者等は、犯罪等により身体を傷つけられたり、命を奪われるなどの直接的な被害だけでなく、精神的苦痛などさまざまな苦しみを抱えており、平穏な生活を取り戻すことが困難な状況にあります。

そういった方々に対して、警察や行政、民間の支援団体だけでなく、県民一人ひとりが犯罪被害者等のおかれている現状を正しく理解することにより、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会を実現していく必要があります。

県では、犯罪被害者等を連携して支援することを目的に、平成18年9月に「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置し、関係各課室における犯罪被害者等支援の施策に関する情報の共有を図ることにより、二次的被害の防止に努めております。

また、児童虐待やDV被害については、こども・女性・障害者支援センターにおいて、要保護児童対策地域協議会を運営する市町への支援や児童福祉施設、母子生活支援施設等への支援に取り組んでいるところであります。

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、関係機関等と連携を図りながら取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

相談専用電話

これくらいの被害と一人ではまんしていませんか。
傷害事件・性被害・交通事故等による不安や悩みをお聞かせ下さい。

(095)-820-4977

毎週月曜日～金曜日・第2土曜日

10:00～16:00(年末年始、祝祭日除く)



面接相談 電話相談のうえ予約が必要。弁護士・臨床心理士の専門相談も行います。

直接支援 希望に応じて、警察・裁判所・病院・関係機関等への付き添い等も行います。
付き添い支援の際、支援員の交通費等は当センターで負担します。

秘密厳守・相談料無料

平成22年度事業報告・決算及び総会報告

総会報告

5月27日(金) 午後4時から、ホテルセントヒル長崎において、平成23年度通常総会（第8回）を開催しました。

- 第1号議案 平成22年度事業報告並びに収支決算報告について
- 第2号議案 平成23年度事業計画並びに収支予算書（案）について
- 第3号議案 法人組織の移行について（詳細は6頁参照）

以上の議題については、原案どおり全て承認可決されました。

また、報告事項として以下の件を報告し、その後、意見交換会をおこなった。

- 財政支援に対して、県警、県をはじめ、関係機関の皆様のご協力により、募金箱、自動販売機の設置も順調に進み、今後の継続した財政収入が見込まれることに対し感謝申し上げ、なお一層のご支援ご協力をお願いした。

平成23年度は、財政基盤強化の取り組みを引き続き行うとともに、当センターの認知度を高めながら、相談・支援を必要としている被害者に対し、支援活動の充実強化に取り組むことを報告した。

意見交換会

- 相談件数の減少対策について、以下のような意見が出された。

- ①警察等との連携を行い被害者に直接センターを紹介してもらう方法をとってみてはどうか
- ②支援の具体的な内容等を知らせる方法等を検討したらどうか
- ③DV防止長崎、子ども女性障害者センター等との連携はどうなっているのか
- ④広報の方法を検討してみてもどうか(他機関連携の内容等の紹介など)

- 回答

- ①被害者に対し、被害者の手引とともにセンターリーフレットを配付し、連携強化を図っている
- ②相談支援の具体的な内容等につき、センターホームページでの紹介を準備中
- ③「県犯罪被害者等連絡協議会」に加入し情報交換の連携をしているので内容等紹介は今後実施したい。
- ④学校講演で父兄・教師に対する広報にも取り組んでいる。

各種相談機関はあるが、当センターは、相談のたらい回しだけはしないように心がけている。

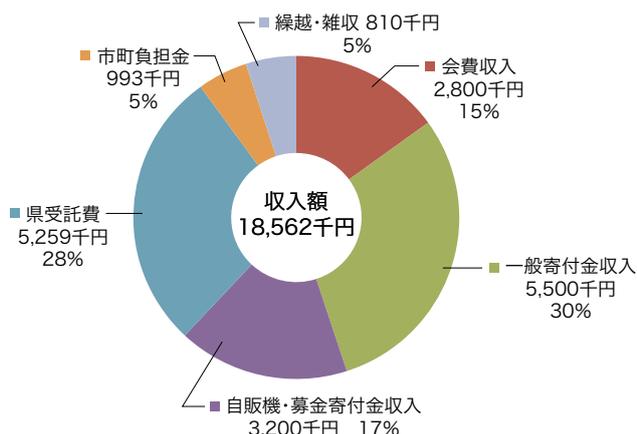
以上のような貴重な意見交換を含め、全ての議案審議並びに報告事項を終えた。

収支決算報告

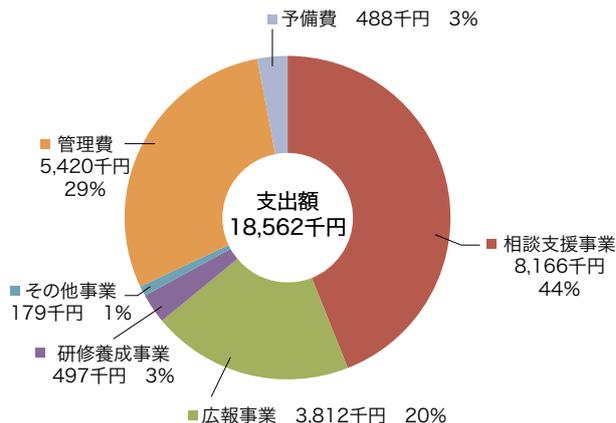
収 入	
科 目	決算額
会 費 収 入	1,897,000
寄 付 金 収 入	7,626,807
(内自販機・募金収入)	(1,945,120)
県 受 託 費 収 入	5,009,000
市町村負担金収入	993,000
雑 収 入	100,527
前 期 繰 越 金	1,348,926
収 入 計	16,975,260
支 出	
科 目	決算額
事 業 費	
相談・支援事業	6,026,326
広 報 事 業	4,469,295
そ の 他 事 業	423,561
管 理 費	5,194,643
次 期 繰 越 金	861,435
支 出 計	16,975,260

平成23年度収支予算

予算収入



予算支出



平成22年度事業結果（相談・面接・直接支援）

（第1表）年度別相談（含む被害者との連絡調整）件数（平成20.21.22年度）

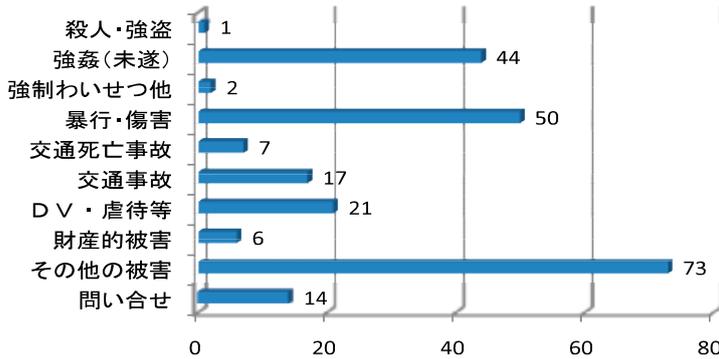
	電話相談		面接相談	直接支援	計
	相談受け	相談者との連絡調整			
20年度	190	40	43	27	300
	230				
21年度	180	126	68	40	414
	306				
22年度	164	82	59	98	403
	246				

平成20年度から22年度の相談件数等は第1表のとおりです。

センター支援員が被害者等に直接付き添って警察・検察庁・裁判所、あるいは法律相談、心理相談等に行く直接支援件数は、昨年の平成21年度と比較しますと平成22年度は概ね2倍となっています。

このことは、被害者等に対して途切れのない、きめ細やかな支援が行われていると言えます。

（第2表）相談内容被害別

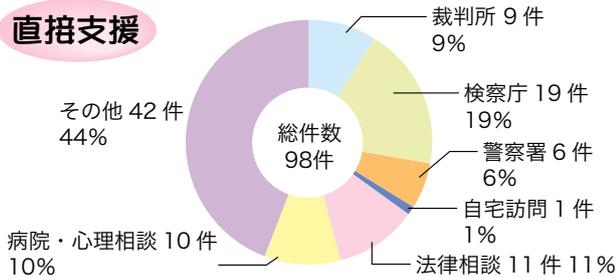


第2表は、相談が寄せられた事案別の件数を表示しています。DV・性犯罪被害の相談が全体の30%、身体被害の殺人・暴行・傷害事案相談が全体の20%を占めています。

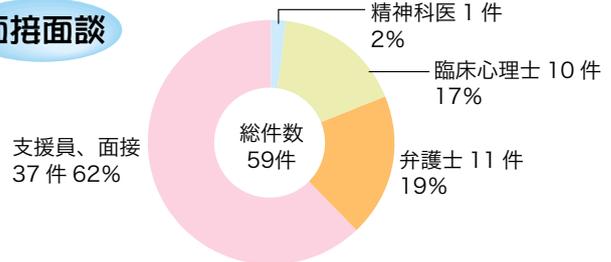
この中には、平成22年度に長崎被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体として警察に対し、被害者等への情報提供を求め、早期に支援を行った事案も3件含まれます。

当センターでは、他関連機関とも緊密な連携を図りながら、総合的な支援を行っています。

直接支援



面接面談



「支援の現場から」

途切れのないきめ細かな被害者支援

いま、長崎被害者センターの電話相談は、本来の犯罪被害相談から消費生活に関する相談まで幅広く受理されています。犯罪被害に関する相談は当然ですが、他機関に関連する相談についても丁寧に傾聴して、相談者の気持ちを理解し、たらい回しすることなく親切にアドバイスしながらきちんと引き継ぐことをモットーに受けることとしています。

相談電話のベル、受話器を取り「こちら長崎被害者支援センターです。」電話の向こうでは、しばらく沈黙が続いた。せかせかすることなく黙ったまま。しばらくすると、静かな声で語りはじめる。

被害者Aさんの話を途中で折ることなく、まずはしっかり耳を傾けAさんの心情をくみ取りながら、同じ立場に立って受け答えをしていきます。少しAさんの不安が軽減されて来たところで被害の状況を聞くと、精神的・経済的にも大きな負担を抱えていることが推測されました。

Aさんのために何ができるのか。後日、面接相談に移り、一緒にAさんに寄り添い可能な限り不安を一つ一つ解決していくことにしました。また、個人の秘密は十分守られることも理解され、面談当初緊張していたAさんは少し安心した様子でした。

多くの不安を抱えるAさんとの会話からニーズ・要望を引き出し、もちろん、支援員も常にAさんと同じ気持ちを持ち続けながら最も適した解決策を講じていきます。

精神的な落ち込みを解消するため心理相談に移行、支援員が付き添いながら臨床心理士と面接。また、被害弁償等経済的不安から法律相談のため弁護士面接を行いました。公判が始まると刑事手続関与への不安を除去するための支援や検察官との打合せや裁判傍聴・証言時の付添いを行なう直接支援を実施して行きました。もちろん、定期的な相互連絡も欠かせず行い、その都度、出てきた問題への対策をとっていくことにしました。

Aさんにとって幸いなことに、住宅の確保や子どもさんの就学関係、生活に対する支援、再被害防止策など、今回は関係機関と連携してサポートしていくものではありませんでした。

犯罪被害者に対するきめ細かで途切れのない支援は、私たち支援員の使命でもあります。被害者に笑顔が出てきたとき、被害者を支援する仕事に就いてよかったと思う。先は長いかもしれませんが途中で少し達成感を感じました。

まだまだ支援は続きます。Aさんに本当の笑顔が戻るまで、被害に遭う前の日常生活に少しでも戻れるために。

(犯罪被害者相談員W)



「心と命の大切さを培う」講演事業の推進状況

本事業は、人権教育の一貫として、

- 心と命の大切さ、いじめ、暴力の無い社会の必要性
- 犯罪被害者やその家族の人権について

など、講演を通じて学ぶことを目的に、長崎県・長崎県警察本部の後援を受けて

- 中学生・高校生を対象とした学校訪問による巡回講演事業
- 各機関・団体を対象とした講演事業（随時受付）
- 県民を対象とした犯罪被害者支援特別講演事業

を行っています。

中学生・高校生を対象とした講演事業（平成20年度開始） ※平成23年度は、H23.4.1～7月現在		高等学校	中学校	合計	聴講者数
	20年度	8校	15校	23校	7,440名
	21年度	9校	16校	25校	9,171名
	22年度	11校	20校	31校	9,898名
	23年度	5校	4校	9校	2,537名

〈学校講演の流れ〉

被害者支援センターから、県教育庁・県学事振興室・各市町教育委員会へ講演実施と講演の依頼通知発出 ⇒

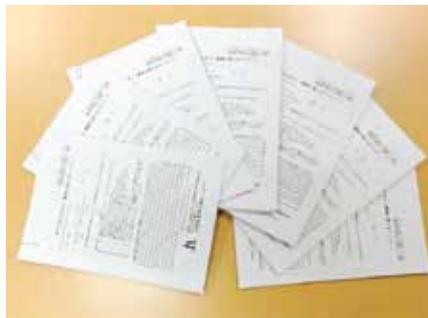
被害者支援センターから、県下各高等学校・各中学校への実施・申込の案内 ⇒ 各学校からの申込 ⇒

講師の選定 ⇒ 講師及びセンター職員の派遣 ⇒ 講演の実施

※講師への講演料、交通費等の諸経費については、長崎被害者支援センターで負担しますので、学校側等の負担は全くありません。



学校講演の状況



受講した生徒さんからの感想文



新しく作り替えた広報カード

その他の講演
(H23. 4. 1～7月末現在)

当センターでは、学校講演の他にも少年院や警察学校等へ講師を派遣し、5回の講演を行っています。

犯罪被害者支援特別講演事業「犯罪被害者のためのミニコンサートと講演会」

～性犯罪被害者を守り、支えるために～

日時	9月3日(土) 14:00～16:00 (13:30開場)	
場所	原爆資料館ホール 長崎市平野町7-8	
第1部：PANSAKU (ぱんさく) ライブコンサート 愛知県内を中心に活動している女性アコースティックユニット 第2部：講演「悲しい性から豊かな性へ」 講師：中村 まりこ氏 (在宅助産師・長崎大学医学部非常勤講師・レインボーさんばハウス主宰)	<p>PANSAKU PANSAKU 中村 まりこ氏</p>	
主催	長崎県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体 特定非営利活動法人 長崎被害者支援センター 後援：長崎県・長崎県警察本部	

平成23年度事業計画

事業目標

犯罪被害者等早期援助団体として、被害者支援活動の早期実施と被害者等が安心して支援を依頼できる活動の活性化並びに財政基盤の整備や県内の学校巡回講演活動に取り組みます。具体的な内容は以下の通りです。

- ・付き添いなどの直接支援（自宅訪問・病院・裁判所等への付き添い）の充実
- ・被害者遺族等が集まり、語り合い支えあう自助グループへの側面支援の充実
- ・正会員・賛助会員の拡充と財源確保のための自動販売機・募金箱の設置活動
- ・人権教育の一環として、中学・高校を訪問して「心と命の大切さ」を培うための講演活動
- ・各種団体機関、被害者支援地域ネットワークでの講演会を開催することによる、広報活動や連携支援の強化
- ・支援員の養成研修の実施

行事予定

1. 研修会等

- ・九州沖縄ブロック研修会（支援員の育成）
- ・全国被害者支援ネットワーク主催秋期研修会（相談支援員の育成）
- ・全国被害者支援ネットワーク主催研修会（コーディネーターの育成）
- ・各種講演・講話など
- ・相談員継続研修（相談員の知識向上のため月1開催）
- ・ボランティア養成講座（23/6～12迄・月2実施）

2. 街頭宣伝活動等

開催日	内容	場所	時間
H23年9月3日(土)	ミニコンサートと講演会	長崎原爆資料館ホール	14:00～16:00
H23年10月1日(土)	くらしホッとフェスタ	浜町アーケード	10:00～16:00
H23年11月19日(土)	人権フェスティバル	長崎ブリックホール	10:00～16:30
H24年2月25日(土)	県警音楽隊定期演奏会	長崎ブリックホール	13:30～16:00

現在確定している活動のみを掲載しております。この他にも募金活動等の街頭活動も検討しております。詳しく決まり次第、随時センターホームページに掲載いたします。

3. その他

センターホームページ 新コーナー紹介 【相談・支援活動事例】H23年7月4日～	センターが、どのような活動をしているのか理解していただくために、今年度から、新たな取り組みとして、相談や支援活動等の事例を紹介するコーナーを設けました。ぜひ一度、ご覧ください！！
リーフレットの改定版を作成	相談・支援活動や支援の流れ、関係機関との連携が分かりやすい内容になりました。

事務局体制：事務局長、参与、調査役、犯罪被害相談員2名、事務局員 合計6名
新たに加わった3名の方をご紹介します!!

◇調査役兼犯罪被害相談員◇

本年4月1日から、調査役兼犯罪被害者相談員・犯罪被害者等給付金補助員・犯罪被害者直接支援員としてお世話になっております。

本年3月まで長崎県警察に奉職し、長年、犯罪被害者の支援と相談に従事しており、その間いろいろな事件や事故の被害者支援や相談に対応させていただきましたが、それらを通じて被害者支援の大切さと必要性を痛切に感じているところです。

弱い立場にある被害者やその家族に対し、その心情を理解し、被害者の立場に立った支援活動に邁進したいと思っていますので、みなさんのご指導とご協力をよろしくお願いたします。

◇犯罪被害相談員◇

23年度4月から、新しく犯罪被害相談員として活動させて頂いています。

子育ても一段落し、これまでの経験を生かして少しでも社会に貢献できればという思いを、この犯罪被害者の支援活動に力いっぱい注いでいこうと決意も新たにしております。

交通事故も含めた犯罪被害がいつの日かなくなることを願いながら、皆さまと共に歩んでいきたいと思っていますので、どうぞ宜しくお願い致します。

◇犯罪被害相談員◇

幼い吾子を目前で轢かれたお母さん。慟哭状態に、何と言葉をかけて良いものやら。

「悲しい時は身を振って泣いて良いのですよ。涙が枯れた時に側に居ますよ。」と心から言える相談員になりたいと思います。

法人組織の移行について

組織を法人化することで、民間の立場で犯罪被害者等を支援するセンターがより公益性、社会的信頼性を高めることになり各方面から支援活動に対する理解と支援の輪が広がり、さらに県市はじめ地方自治体からの財政支援を得ることが期待できます。当センターでは、平成23年6月28日に一般社団法人設立準備総会を開催して、下記、設立趣意書により、平成24年4月には公益社団法人への移行を目指すことで決議がなされました。

一般社団法人「長崎犯罪被害者支援センター」設立趣意書

犯罪による被害者及びその家族や遺族は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、被害後に生じる精神的、社会的及び経済的な側面においても大きな被害を受けています。

今日の社会においては誰もが犯罪の被害に巻き込まれる可能性があり、一人一人が自分の問題として取り組まなければならない課題でもあります。

このような状況の中で、ボランティアを中心として地域に根ざしてさまざまな支援活動を行うことを目的に、平成15年3月20日に特定非営利活動法人「長崎被害者支援センター」を設立、平成20年12月10日には、長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けたことにより、被害直後の早い段階での支援活動を行うことができるようになりました。

今回の法人組織の移行につきましては、民間の立場で支援活動している当センターに対する、地域社会の理解、被害者支援の輪の広がり、支援活動の充実などを図り、また、団体の法律上の位置づけと責任の所在が明確化され、社会的地位や信頼性の向上が期待されるのみならず、他関係機関との連携、地方自治体からの財政支援、個人、法人からの寄付金に対する優遇措置などの途が開けることともなり、長期的に継続した支援活動に対応することが可能となります。

以上のような趣旨で、今回、一般社団法人を設立し、併せて、公益社団法人への移行を目指すものであります。

平成23年6月28日

一般社団法人長崎犯罪被害者支援センター
設立代表者 塩 飽 志 郎

当センター職員等は支援に当たり、法律で担保された証票を携帯しています。安心してお任せ下さい。

長崎被害者支援センターでは、平成20年12月、長崎県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定され公的認証を得ました。

指定を受けたことで、犯罪被害相談員等となる支援員は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条により、電話・面接相談を含む犯罪被害相談や病院・裁判所ほか関係施設への付き添いなどの直接支援及び犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行なう裁定の申請補助業務に従事する者として証明が担保されています。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第6条第2項では犯罪被害相談員等は業務に従事するにあたり証票を携帯し、被害者等を含む関係者から請求があったときは、提示しなければなりません。

この業務に従事する者は、同じ規則第5条の規定により犯罪被害相談員等の資格要件に合致した者が、常に証票を携帯して犯罪被害者等の支援に当たります。

証票は、関係機関や被害者等にとって相談員等を確認する重要な手段であり、仮に紛失などで悪用されることがあれば、早期援助団体の社会的信用を損ねることとなるため、適切に管理使用されています。皆様、安心して当センターに支援をおまかせ下さい。



支援センターの運営を支えてくださる皆様 ～こころより感謝申し上げます～

芳名掲載をご了承いただいた方、団体、企業のみを掲載いたしました。順不同、敬称略

会 員 ・ 寄 付 者 一 覧 表 (平成23年3月～8月18日 受付分) 全78件

〈正会員〉	〈個人賛助会員〉	〈団体賛助会員〉	〈寄付者〉
アジア運送株式会社 医療法人 たなか歯科医院 (有)竹下モーターズ 河井 耕治 田中 広海 田中 奈美 蒔田 豊 松永 公隆 宮原 福子 満野 豊樹 山田 哲朗 山口 佳英 渡邊 雅生 日野出悦子 前田 和明 竹下 裕紀	宇賀 辰郎 大坪 嘉昭 菖蒲 悟 藺田 穂積 今井 忠之 石丸 太郎 石丸アサ子 市川 房夫 小川 正幸 栗原 寿男 田平 朝子 高比良芳紀 前田 康弘	蒔田 里枝 蒔田 憲一 本村 綾子 渡辺 逸子 渡辺 和輝 伊藤 博隆 山中 修二 岳田 修市 榎並 茂則 森田 孝行 平野 辰夫 友廣 良満	諫早市警察官友の会 諫早ケーブルテレビジョン放送(株) 諫早市暴力追放運動推進協議会 九州ワコール製造株式会社 島原商工会議所 長崎放送株式会社 長崎菱興サービス株式会社 日本遠洋旋網漁業協同組合 医療法人横尾病院 医療法人社団威光会 松岡病院 社団法人 島原市医師会 岩崎修一税理士事務所 株式会社 ウエノ安全協議会 五島ライオンズクラブ 医療法人 協生会 品川病院 株式会社 にくせん
			(財)長崎県警察職員互助会 雲仙市警察官友の会 佐世保市警察官友の会 長崎県警察本部犯罪被害者支援室 種元 毅 鍵原 行雄 本多 朗 蒔田 豊 塩飽 志郎 益田 耕作 吉村 博哉 ※掲載を希望されない方 10名

飲料水自動販売機設置者による寄付・支援名簿一覧 (平成23年7月末現在)

(株)和 山 九州電力(株)長崎支店 吉田海運(株) (株)親和銀行(5台) (株)あたご(自動車学校) (株)西肥自動車学校 (株)G O O 長崎自動車(株) 島原鉄道(株) (株)富士国際ホテル (株)中島建設 白山陶器(株) (株)県北衛生社 対馬天和産業(株) 長崎バス商事(株) 下田商事(株)	(株)みずなし本陣 (株)有馬(2台) (株)大島造船所 (株)吉本ハイテック (株)日興防錆鋼業 旭碎石(株) (株)琴花園 (株)テクノ 錦建設工業(株) (株)カフハラ住宅産業 東海化成工業(株) 本田建設(株) (株)サンマーチ 大坪建設(株) (株)松葉屋 (株)思念	小浜食糧(株) アウトレットショップ「ラビット」(株)モア (株)Jパワーグループ松浦火力発電所 (株)Jパワーグループ松島火力発電所 (有)江崎産業(2台) (有)オートテイク (有)共和タクシー 昭和タクシー(有) (有)安全タクシー (有)平村自動車 (有)オートサービスふじい (有)平和スポーツ店 雑貨探偵団 (医)博愛会 哲翁病院 (医社)壮志会 押淵病院 (有)九州文化学園 (社)福)鶴生会 特別養護老人ホーム 悠久荘	(社)長崎県自動車整備振興会(2台) 島原雲仙農業協同組合愛野支店(2台) (特社)松浦魚市場協会 佐世保卸団地協同組合 山田 肇 田羽多 隆義 福吉 恒夫 西そのぎ商工会 琴海商工会 平戸商工会議所 長崎市 松浦市(2台) 壱岐市(2台) ※掲載を希望されない企業1社
--	--	--	--

● ● ● ● ● 飲料水自動販売機及び募金箱設置状況(7月末現在) ● ● ● ● ●

◇自動販売機 (設置者: 60団体・企業等及び3市、設置場所: 69箇所、設置台数: 72台)	◇募金箱: 63か所
<p>犯罪被害者支援活動のための資金(寄付)確保の一環として、県内の企業、市施設等へ設置の支援自販機及び募金箱につきましては、関係機関等をはじめ、当センターの支援活動にご賛同を頂きました皆さまのご協力により、順調に推移しておりますことをご報告申し上げます。長期的に継続した支援活動を行うための財源確保のために、今後とも引き続き各方面に、ご支援のお願いをしていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。設置場所の提供にご協力頂ける方は、事務局までご連絡をお願いいたします。</p>	
<p>新規設置場所紹介 (H23年3月～7月末) 合計7台</p>	<p>(社)長崎県自動車整備振興会2台(長崎市)、大坪建設(株)(平戸市)、平戸商工会議所(平戸市) (株)サンマーチ(佐世保市)、(有)平村自動車(五島市)、(医社)壮志会 押淵病院(松浦市) ※H23年2月までに設置された場所等は、センターホームページに掲載しています。</p>

会費・寄付等の振込用紙が新しくなりました!!

【旧】振込用紙：2枚綴り…ゆうちょ銀行のみで振込ができる。

【新】振込用紙：4枚綴り…ゆうちょ銀行のほかに、**十八銀行・親和銀行の各支店窓口**からも振り込みができる。

※どの銀行から振り込んで、振込手数料は無料（センター負担）です。

〈ご利用にあたっての注意事項〉

1. 振込は同一銀行間での振り込み先指定で、ご利用ください。

(例) 十八銀行 ○○支店から振込の場合 → 振込先は〔十八銀行 北支店〕

親和銀行 △△支店から振込の場合 → 振込先は〔親和銀行 大波止支店〕

■取扱1：銀行窓口 振り込みの場合 〈ゆうちょ銀行・十八銀行・親和銀行で振り込みができる〉

記入例

※1 4枚ともに、振込額を記入する。
※2 Aには住所・氏名、BとDには必ず「お名前」を記入する。(銀行によってはCに住所・氏名等の記載が必要)
※3 十八銀行または親和銀行で振り込む場合は、「B」には必ず「振込銀行名等」を記入する。

〈銀行経由センター等保管〉
〈銀行控用〉
〈払込者用領収書〉

■取扱2：ATM振込の場合 〈ゆうちょ銀行のATMでのみ振り込みができる〉

記入例

※1 2枚ともに振込額を記入する。
※2 Aには住所・氏名、Bには「お名前」を記入する。

〈ATM使用〉※AとBは切り離さない。
↑ 切り離す
〈不使用〉
〈不使用〉

賛助会員入会等のご案内 (振込手数料はセンター振込用紙をご利用の場合、無料です。)

賛助会員について (年額)		寄付について	振込先	
個人賛助会員	1□ 3,000円/年	金額の多少にかかわらず、随時受け付けております。	ゆうちょ銀行	01730-8-102986
団体賛助会員	1□ 10,000円/年		十八銀行 北支店	(普通) 1011370
※1□以上、何□でも結構です。			親和銀行 大波止支店	(普通) 3193656
			加入者名：特定非営利活動法人長崎被害者支援センター	

※会報へのご芳名掲載を希望されない方は、通信欄にその旨記載をお願いします。センター振込用紙をご入用の方は、事務所まで、ご連絡ください。

編集・発行
〒850-0057 長崎市大黒町3番1号 交通産業ビル4階
特定非営利活動法人 長崎被害者支援センター
TEL/095-820-4978 FAX/095-820-4377

編集後記：今年度はセンター設立の原点に戻って、相談・支援活動内容を県民の皆様に、より深く知っていただくために、広報活動を見直し、新しいリーフレットを作成しました。最近では、企業や自治会の場で配布していただく機会も増えてきました。ご協力いただける方はご連絡ください。また、講師（謝金等経費は不要）の派遣も行っております。